(第3条第1項·第2項)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要

背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の 持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて 違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれの大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の 実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物 の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

法律の概要

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1)漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの (届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするとともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。

(2)情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。 (第4条・第5条)

(3)取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、 重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならない こととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。) (第6条・第8条)

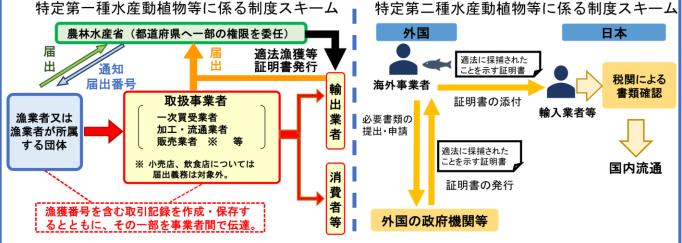
(4)輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が 発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。 (第条第1項)

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的に 漁業のおそれの大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。 (第条)



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

Ⅲ 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。 (※漁業者等の届出に関しては、施行日前(6ヵ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での 円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

水産流通適正化制度の検討・施行スケジュール(輸出入関係)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(水産流通適正化法案)提出(第503回臨時国会)

衆議院本会議 全会一致で可決 令和2年11月20日 参議院本会議 全会一致で可決 令和2年12月4日

法律公布(令和2年12月11日

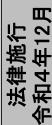
全国説明会 (法律の説明)

水産流通適正化制度検討会議 (令和3年5月~8月) ・対象魚種や漁獲番号の附番のルール等の制度 詳細について、関係者の意見を聴きながら検討。

政令公布 (令和4年1月) 都道府県、輸出入事業者等向け説明会 (輸出入関係説明会)

省令公布 (令和4年4月下旬 特定第一種水産動植物等(ナマコ・アワビ)の輸出事業者

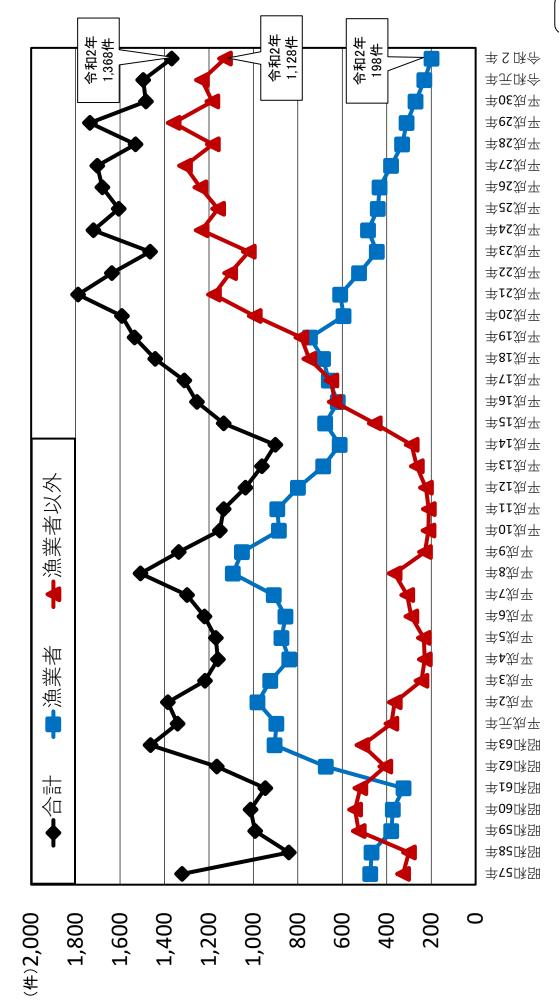
- ■取扱事業者の事前届出開始 (令和4年6月~)
- ■適法漁獲等証明書の発給開始 (令和4年秋以降)



_

漁業関係法令に関する検挙件数の推移

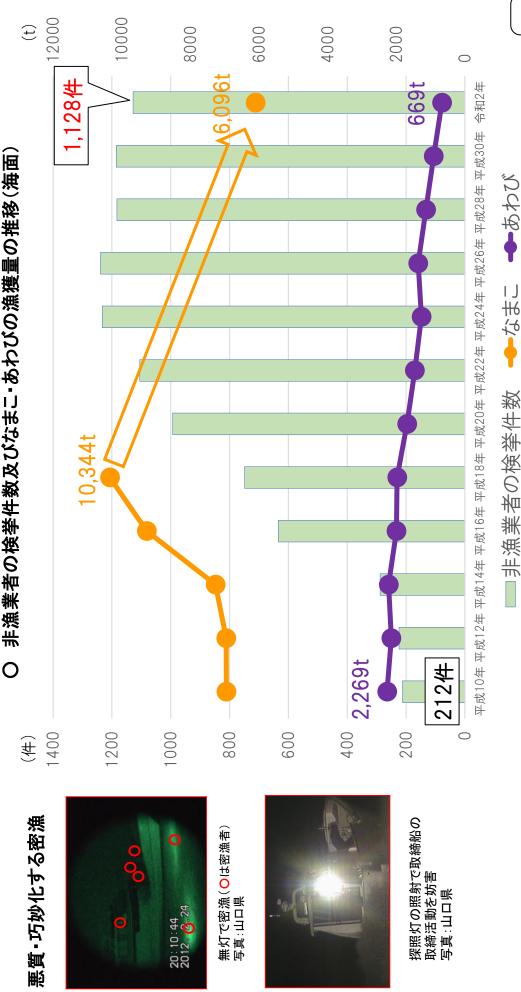
漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。



資料:都道府県調べ(平成30年1月~12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。

非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。



改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正(令和2年12月1日施行)において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪(罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以 下の罰金)を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕 |対象行為

アワビ、ナマコ、シラスウナギ を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

际

密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん (対象行為)

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

を営んだ者に対して適用されます。 (例:潜水器漁業、底びき網漁業等) 許可を受けずに許可対象となる漁業

【改正前】3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物(例:サザエ、イセエビ等)を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】20万円以下の罰金

【改正後】100万円以下の罰金

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、<u>加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物</u> 動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与 を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植 物(違法漁獲物)の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産 し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

[効果]

- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁 等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通する 取引の円 こととなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、 滑化に寄与。
- O 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、<u>違法漁獲物の国内市場流通への</u>悪 影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。

罰則について

扈。
下記の罰則を措
入の適正化を図るため、
通の適正化及び輸出、
特定の水産動植物等の国内流通の適正化、
特定の水

条項	違反內容	懲役刑	罰金刑
【特定第二種水產動	【特定第二種水産動植物の輸入規制に係る罰則】		
第15条	特定第二種水産動植物等について、適法に採捕されたことを証する外国の政府機関発行の証明書等の添付をせず、輸入した場合	1年以下	100万円以下
【特定第一種水產動	【特定第一種水産動植物の国内流通規制に係る罰則】		
第16条第1項第1号	特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者が、届出をしないで特定第一種水産動植物等の 譲渡しを行い、又は虚偽の届出をした場合	ı	50万円以下
第16条第1項第2号	情報伝達及び取引記録の作成・保存の規定を遵守していないと認められ、必要な措置を講ずるべき旨の勧告を受けた届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくてその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべきことの命令に違反した場合	I	50万円以下
第16条第1項第3号	特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	I	50万円以下
第16条第1項第4号	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合	l	50万円以下
第16条第1項第5号	特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	I	50万円以下
第17条	届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更 届出をした場合	I	30万円以下
第18条	法人の代表者等が法人の業務に関して、第15条から第17条に掲げる違反行為をした場合、当該違反行為を行った者を罰 <u>す</u> るほか、その所属する法人に対しても罰金刑を科す	違反行為を行	Fつた者を <u>調す</u> 34